

鳥取県賃貸型健康省エネ住宅モデル支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県賃貸型健康省エネ住宅モデル事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高い省エネ性能を有する賃貸住宅の新築又は改修に要する資金の一部を助成することにより、冷暖房費の削減や健康への効果などを検証し、賃貸住宅の高断熱化の普及を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)をいう。
- (2) 健康省エネ住宅 断熱性能(外皮平均熱貫流率 $0.48[W/m^2 K]$ 以下)及び気密性能(相当隙間面積 $1.0[cm^2/m^2]$ 以下)を有する一の住戸をいう。
- (3) ZEH 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)等、第三者認証を受けているものに限る)により、ZEHであることを示す証書が発行された住宅をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、賃借することを目的とした健康省エネ住宅(一戸建ての住宅を除く。)の新築、増築、改築若しくは改修(改修を行う場合は、改修前の住戸の外皮平均熱貫流率が $0.48[W/m^2 K]$ を超える場合に限る。)を県内で行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、1戸につき、表1の左欄の区分に応じて、同表の右欄に定める額とする。

表1

<u>区分</u>	<u>補助金額</u>
<u>(1) 健康省エネ住宅かつ ZEH</u>	<u>定額 50 万円</u>
<u>(2) 健康省エネ住宅</u>	<u>定額 10 万円</u>

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、令和6年3月10日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は様式第1号とし、規則第5条第3号に掲げる書類は、別表に掲げる図書とする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の日以降かつ当該交付決定日の日が属する年度内に着工し、かつ翌年度3月20日までに補助事業を完了しなければならない。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の額の増額又は2割を超える減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は様式第1号とし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成写真及び口座振込依頼書
- (2) 検査済証の写し（建築確認が不要の場合は建築工事届の写し）
- (3) 気密性能試験結果報告書（様式第3号）
- (4) 気密性能試験状況写真
- (5) 主要な断熱部位の施工状況写真
- (6) その他住まいまちづくり課長が必要と認める書類

(進捗状況報告書)

第9条 規則第17条第3項の規定による報告は、翌年度の4月14日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第4号によるものとする。

(調査協力)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた住戸について県が行う調査に協力しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の規定により知事が別に定める期間は、10年とする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

図書の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
仕様書（仕上げ表を含む。）	各部位の断熱仕様（種別、厚さ）、使用している建材の断熱性能（熱伝導率等）、気密性能向上対策
各階平面図	縮尺及び方位、間取りと各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種類及び寸法、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）及び寸法、床面積の算定式
立面図（4面）	縮尺、外皮面積の算定式、仕上げ材
矩計図	縮尺、各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種類、寸法及び構成、気密層の位置、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）並びに軒、ひさし、廊下、バルコニーの出の寸法
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法、断熱材を使用している位置、断熱材の種別及び寸法、基礎外周長及び土間床面積等の計算式
各種計算書	外皮性能計算書、計算書の入力値の根拠がわかるもの（外皮面積、土間床面積等）、主要な断熱部位の内部結露判定に関する計算書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第9条第1項に基づき登録された住宅性能評価機関による外皮性能の証明を受けた住宅については、外皮性能を証する書類を添付した場合に限り、外皮性能計算書の添付を省略することができる。）
その他図書	その他、住まいまちづくり課長が必要と認めた図書